

○ 事案② 元特定教授の不正経理に関する調査結果

1. 概要

平成 29 年 2 月、本学通報窓口に対して、薬学研究科に所属する教員が、研究との関連性が明らかでない物品を購入しているとの内容の通報があり、学内に外部委員を含む調査委員会を設置して調査を実施した。

調査の結果、薬学研究科の教員による公的研究費等の不正使用（寄附金の目的外使用・用務を実施していない旅費の請求）の事実が判明した。

2. 調査等

(1) 調査体制

「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」第 15 条に基づく調査委員会を設置し、調査を実施。

1) 部局調査委員会（平成 29 年 2 月 28 日設置）

目的：関係者へのヒアリング、書面の検証等に基づく事実関係調査

構成：

（学内委員）

中山和久 薬学研究科長、薬学研究科・教授（委員長）

竹本佳司 同副研究科長、薬学研究科・教授

掛谷秀昭 同副研究科長、薬学研究科・教授

高倉喜信 薬学研究科・教授

橋田 充 薬学研究科・教授（平成 29 年 3 月 31 日まで）

廣瀬幸司 薬学研究科・事務長

奥山 諭 南西地区共同事務部管理課・管理課長

（学外委員）

坂田 均 御池総合法律事務所・弁護士

2) 本部調査委員会（平成 29 年 2 月 28 日設置）

目的：部局調査委員会の調査結果を検証

構成：

（学内委員）

柴田章久 理事補（財務担当）、経済研究所・教授（委員長）

山本克己 法務・コンプライアンス担当副学長、法学研究科・教授

北川 宏 理事補（研究担当）、理学研究科・教授

中村一也 総務部長（平成 29 年 4 月 1 日より）

小山房男 総務部長（平成 29 年 3 月 31 日まで）
真下 宗 財務部長（平成 29 年 7 月 18 日より）
三浦和幸 財務部長（平成 29 年 7 月 14 日まで）
小倉一夫 研究推進部長
（学外委員）
国松治一 国松法律事務所・弁護士

（2）調査内容

1）調査期間

平成 29 年 2 月～平成 29 年 12 月

2）調査対象

当該教員が本学に在籍した平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間において、当該教員が管理していたすべての財源を対象に調査。

3）調査方法

物件費、旅費、謝金、人件費、会議費の全ての費目について、聞き取り調査（ヒアリング）、書面調査（旅費の出張先調査を含む。）により調査。

なお、物件費については、研究上の必要性に疑義がある物品や書籍、学外または第三者による使用が疑われる物品があるほか、ネットオークションに出品した疑いのあるものが発見された。そこで、現物確認調査を行うとともに、被通報者に対し、これらの物品等の個別の必要性に関し回答を求め、併せて、被通報者と研究分野の近い複数の研究者にもかかる必要性について意見を求めるといった調査を行い、研究上の必要性を個別に判断することとした。なお、調査終結を待たずして被通報者が死亡したため、物品等の購入動機などは十分に解明することはできなかった。

3. 調査結果

（1）不正等の種別

1）寄附金の目的外使用等

当該研究室の運営と研究の実施等のために交付された寄附金を、当該研究室の運営や研究に不必要な物品等の購入に費消し、併せてそれらに要する通信費を支払わせた。

2）出張で予定した用務を実施していない旅費の請求

東京への出張における用務の全部または一部を行っていないにもかかわらず実施したと偽って、交通費、日当及び宿泊料を請求し、受領した。

（2）不正に関与した教員

薬学研究科 元特定教授 1 名 (平成 29 年 3 月 31 日任期満了退職、同年 8 月死去)

(3) 不正に支出された財源及び金額と用途

財源	用途	不正に支出された金額 (円)
寄附金	購入物品	4,875,963
寄附金	書籍等	156,714
寄附金	通信費	533,125
寄附金	ネットオークションに出品し不正に処分した物品	9,360
寄附金	旅費	92,320
	計	5,667,482

※寄附金以外に不正に支出された財源はなかった。

(4) 不正の具体的な内容

1) 動機・背景

本事案の調査において、事実関係の徹底解明のために、多数の物品や書籍等を対象として何度も調査を重ねたものの、被通報者からの十分な回答が得られないまま平成 29 年 8 月に被通報者が死亡したため、物品等の購入動機については、十分に解明することはできなかった。

しかし、調査委員会において、購入していた物品の内容や保存データ等の確認を行うことで、業務に使用した痕跡があるか等、使用状況等を確認することができた。

更に、聞き取り調査により判明した日常の使用・保管場所や、調査に協力いただいた複数の研究者から示された物品等の必要性に関する意見等により、物品や書籍等のおおよその使用目的や使用実態を解明した。

2) 手法および不正が行われた状況

被通報者は、当該研究室の研究に必要とは言い難い物品 108 件、4,875,963 円、書籍等 100 件、156,714 円を購入し、購入した物品に係る通信費 45 件、533,125 円を支払わせた。

このような物品等の購入を繰り返すことが可能であったのは、被通報者が事務職員から必要性を問われた際に威圧的な態度を取りながらも研究上の必要性を強く振りかざすなどして事務職員による制止を行うことが困難な状況を作り上げていたことによる。

更に、被通報者は、消耗品 2 件、9,360 円をネットオークションに出品し、不正に処分した。

また、東京で特定の人物と面会した旅費 1 件のほか、東京での研究会やシンポジウム等に参加するのにあわせて、その前日又は翌日に他の用務を行った旅費 3 件を請求したが、用務の相手方とされた人物からはいずれも、面会しなかった、面会

の約束や事実は無かったとする回答があり、当該出張に係る交通費、日当及び宿泊料のうち、本学用務として実施した旅費を除いた、4件、92,320円を不正に受領した。

4. 不正等の発生要因

被通報者は、平成24年4月1日付けで薬学研究科の教員として採用され、平成29年3月31日まで在職した。

今回の事案の発生は、本学における物品購入や物品管理、旅費支給等に関する会計ルールを正しく理解しようとしなかったことなど、本人の倫理観や規範を遵守する認識の欠如が原因である。

また、被通報者が購入した物品の管理や購入する物品・書籍等について、研究室に在籍する事務職員や、物品の管理や経理を担当する共通事務部の事務職員には、確信とはいえなくても不審の念を覚える者が少なからず存在したものの、被通報者に必要理由等を尋ねると、研究に要るから買うのだ、私の研究分野には幅広い知識が必要なのだ、等とその場しのぎの大雑把な説明を繰り返しながら、同時に威圧的な態度を取るなどしたため、事務職員は十分に納得できないままではありながら、不正な物品購入の制止を行うことが困難な状況が作り上げられていた。